

令和8年度 子どもの定期予防接種のしおり

子どもの定期予防接種は、保護者の方が、お子さんの接種機会を確保するよう努めることが求められています。冊子「予防接種と子どもの健康」をよく読み、医師から接種に関して詳しい説明を受け、予防接種の効果や副反応を理解したうえで、体調の良い時に接種を受けましょう。

定期予防接種一覧

標準接種年齢で接種することをお勧めしますが、被接種者の健康状態等により、やむを得ず接種できなかった場合には、接種対象年齢の期間内に接種してください。なお、接種対象年齢ではない年齢での接種は有料(任意)になります。

ワクチン		標準接種年齢		接種対象年齢	間隔	
五種混合	1期	初回	1回目 2回目 3回目	生後2か月～7か月未満	生後2か月～7歳6か月未満	20日以上 (標準的には20～56日)
		追加		1期初回終了後6か月～1年半未満	7歳6か月未満	1期初回終了後6か月以上
小児用肺炎球菌 (注1)	初回	1回目		生後2か月～7か月未満	生後2か月～2歳未満	27日以上
		2回目		生後2か月～1歳未満		
		3回目		生後2か月～1歳未満		
	追加		1歳～1歳3か月未満	1歳～5歳未満	初回終了後60日以上	
B型肝炎	1回目		生後2か月～9か月未満	1歳未満	1回目終了後27日以上 1回目終了後139日以上	
	2回目					
	3回目					
ロタウイルス	ロタリックス	1回目	生後2か月～14週6日	生後6週0日～24週0日 (注2)	27日以上 (生後14週6日を過ぎてから初回接種を開始することは推奨されていません。)	
		2回目				
	ロタテック	1回目	生後2か月～14週6日	生後6週0日～32週0日 (注2)		
2回目						
	3回目					
BCG(結核)			生後5か月～8か月未満	1歳未満		
水痘(水ぼうそう)	1回目		1歳～1歳3か月未満	1歳～3歳未満	3か月以上	
	2回目		1回目終了後6か月～1年			
麻しん 風しん (MR)	1期	1回目	1歳～2歳未満	1歳～2歳未満(注3)		
	2期	2回目	小学校就学前の1年間	小学校就学前の1年間(注3)		
		市独自措置			1回目未接種の2歳～高校3年生相当※(注4) 2回目未接種の小学1年生～高校3年生相当※(注4)	
日本脳炎	1期初回	1回目	3歳	生後6か月～7歳6か月未満(注5)	6日以上 (標準的には6日～28日)	
		2回目				
	1期追加	4歳	7歳6か月未満(注5)	1期初回終了後6か月以上 (標準的にはおおむね1年)		
	2期	9歳		9歳～13歳未満(注5)		
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	2期		11歳	11歳～13歳未満		
【女子のみ】 ヒトパピローマウイルス (子宮頸がん予防)	1回目		中学1年生	小学6年生～高校1年生相当 ※	(注6)	
2回目						
3回目(注6)						

注1)標準的な接種回数は4回ですが、接種開始時期やその後の接種間隔によって接種回数異なります。
 注2)「生後6週0日」とは、「誕生日の6週間後にある、誕生日と同じ曜日の日」です。数え方は、誕生日の翌日を1日目として数えます。
 注3)MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができず、令和6年度内に接種対象年齢を越えてしまった方は定期接種の対象となります。(注4の対象外となります。)
 注4)麻しん・風しんワクチン1回目または2回目の未接種分について、静岡市の負担で接種できます。(静岡市の制度)
 注5)特例対象者(平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方)は20歳の誕生日の前日までの間、接種できます。
 注6)接種する年齢によって接種間隔、回数が異なります。接種スケジュールについては医師にご相談ください。
 ※「高校3年生相当」とは、「18歳を迎える誕生日が属する年度の初日から末日までの間にある者」をいいます。
 同様に、「高校1年生相当」とは、「16歳を迎える誕生日が属する年度の初日から末日までの間にある者」です。

上記は令和8年4月現在の情報です。最新の情報は保健所感染症対策課までお問い合わせください。

令和8年5月7日以降

接種を受けることができない方

- ▷ 明らかに発熱(37.5℃以上)している者
- ▷ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ▷ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがある者
- ▷ その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者



▲実施医療機関一覧はこちら

定期予防接種実施医療機関一覧

定期予防接種実施医療機関の一覧は、市ホームページで公開しています。

また、保健所感染症対策課、保健所清水支所、葵区・駿河区の健康支援課、各健康相談窓口、及び各区役所総合案内で配布しています。

接種当日の持ち物及び注意事項

持ち物：予防接種シール、母子健康手帳

- ▷ 予防接種シールと母子健康手帳は、予防接種の履歴を確認するとともに、接種の記録を残すことで予防接種の打ち漏れや重複を防止するために大切なものです。**接種の際には必ずお持ちください。**
- ▷ 日本脳炎の特例対象者(※)、ヒトパピローマウイルス、不活化ポリオ、ヒブ、三種混合は、予防接種シールが無くても接種できます。(※平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方で、20歳の誕生日の前日までの方)

接種当日の注意事項

- ① 接種当日は体温を測った後、受診してください(医療機関でも再度体温を測ります。)
- ② 16歳未満の方の予防接種は、原則保護者の同伴が必要です。(ただし、13歳以上の者がHPV、MR(市独自措置)を接種する際に、事前に保護者が予診票と説明書兼同意書上の各保護者自署欄に署名した場合は同伴不要です。)保護者が同伴できないときは、保護者の委任状を持った親族(祖父母など)が同伴することもできます。委任状の様式は市ホームページからダウンロードできるほか、保健所、葵区・駿河区の健康支援課及び各健康相談窓口で配布しています。

接種後の注意事項

- ① 接種部位は清潔に保ち、接種当日は激しい運動は避けてください。
- ② 接種後に発熱、接種部の発赤、腫れなどの症状がある場合などは、医師の診察を受けましょう。
- ③ BCG接種後、数日以内に著しい腫れ、発赤、しこり等が起きた場合、極めて稀ですがコッホ現象が疑われます。コッホ現象自体は心配ありませんが、結核に感染していることが疑われますので、すみやかに接種医に相談してください。

市外で定期予防接種を受けたい方

市外で定期予防接種を受けたい方は、事前申請が必要です。事前申請は、電子による申請、または保健所感染症対策課窓口・郵送による申請も受け付けています。申請には母子健康手帳が必要です。お手元に書類が届くまでに2週間ほどかかりますので、余裕をもった申請をお願いします。



▲電子申請はこちら

予防接種シールを紛失した方

予防接種シールを紛失したり、市外から転入した場合は、接種する前に予防接種シール交付の手続きが必要です。電子申請のほか、保健所感染症対策課、葵区・駿河区の健康支援課、各健康相談窓口で申請も受け付けております。申請には母子健康手帳が必要です。



▲電子申請はこちら

市ホームページ

市ホームページには、最新の予防接種制度や実施医療機関一覧のほか、長期療養などにより接種の機会を逃してしまった場合や、接種後の健康被害に関する情報などを掲載しています。是非ご覧ください。



▲市ホームページはこちら

こちらのキーワードで検索▶

静岡市 予防接種



		窓口		TEL	受付曜日・時間		
相談・お問い合わせ	静岡市保健所	感染症対策課		054-249-3173	月～金	8:30～17:00	
		清水支所(清水庁舎)		054-354-2153			
		健康支援課		葵区役所			054-221-5047
				駿河区役所			054-204-3811
	健康相談窓口	葵区	城東	城東保健センター内	054-249-3180	火～金	9:00～17:00
			東部	東部生涯学習センター内	054-261-3311		
			北部	旧北部保健福祉センター内	054-271-5131		
			藁科	藁科生涯学習センター内	054-277-6712		
		駿河区	南部	南部保健センター内	054-285-8111	月～金	8:30～17:00
			長田	長田支所内	054-259-5112		
大里			大里生涯学習センター内	054-288-1111			
清水区			清水	清水保健センター内	054-348-7712		
	蒲原	清水福祉事務所蒲原出張所(蒲原支所内)	054-385-7790				



▲各健康相談窓口についてはこちら